

おおた 区報

令和5(2023)年

特集号

11月17日発行



ふるさと納税特集号

発行：大田区 編集：総務課
〒144-8621 大田区蒲田5-13-14

☎ 5744-1142 FAX 5744-1505

HP <https://www.city.ota.tokyo.jp>

LINE @otacity

Twitter @city_ota

50億円が流出!!

ふるさと納税の影響で、今年度、他自治体に流出した区民税の額は約50億円。
大田区の住民サービスに使えるはずだったお金です。

大田区にふるさと納税を

ふるさと納税は、返礼品をもらえるだけの制度ではありません。

ふるさと納税は、自分の応援したい自治体に寄付を行った場合に、原則として2,000円を超える部分について税金の控除が受けられる制度です。

お住まいの大田区にもふるさと納税（自治体への寄付）をすることができ、区民の方が区に寄付した場合も、寄付金は税金の控除の対象になります。

居住する自治体へふるさと納税を行う場合、国の制度上、返礼品は受け取れませんが、寄付は応援したい事業に活用されることとなります。



ふるさと納税による皆さまからの応援をお待ちしています 寄付で応援できる区の取り組み

大学等進学応援基金

大学などに進学を希望しているにもかかわらず、経済的な理由で就学が困難な世帯の生徒を支援するための給付型奨学金に活用させていただきます。



【基金の活用事業】

- 大学進学準備給付型奨学金
(入学前の3月に1人15万円を給付)

▶問合せ先 福祉管理課課後係 ☎5744-1245 FAX5744-1520



▲詳細はこちら

子ども生活応援基金

子どもの生活応援に取り組む活動を広め、地域で温かく包みこむような「社会的包摂」につながる支援に活用させていただきます。



【基金の活用事業】

- 絵本でつなぐ地域と親子のきずな
- ほほえみごはん事業
- 長期休暇中の子どもの居場所づくり補助事業

▶問合せ先 福祉管理課調整担当 ☎5744-1244 FAX5744-1520



▲詳細はこちら

地域力応援基金

地域貢献活動の活性化と豊かなまちづくりの実現を目的に、区内で活動するボランティア団体やNPO、地縁団体などが実施する公益的な事業の支援に活用させていただきます。



【基金の活用事業】

- 高齢者の地域生活の支援を行う活動
- 環境の保全を図る活動
- 防災や地域安全に取り組む活動
- 社会教育やスポーツの推進を図る活動 など

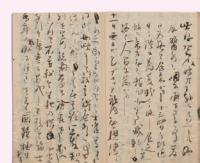
▶問合せ先 地域力推進課区民協働・生涯学習担当 ☎5744-1204 FAX5744-1518



▲詳細はこちら

勝海舟基金

勝海舟に関する貴重な歴史資料を守り、将来へ伝えていくため、資料の購入や修復などに活用させていただきます。



海舟がアメリカに携帯した日記帳



海舟が着用した肩衣

【基金の活用事業】

- 主な購入・修復実績
江戸～明治時代の古文書、海舟直筆の書画、肖像写真、陣笠、印章など

▶問合せ先 勝海舟記念館 ☎6425-7608 FAX6425-7610



▲詳細はこちら

あたたかなご支援ありがとうございます。

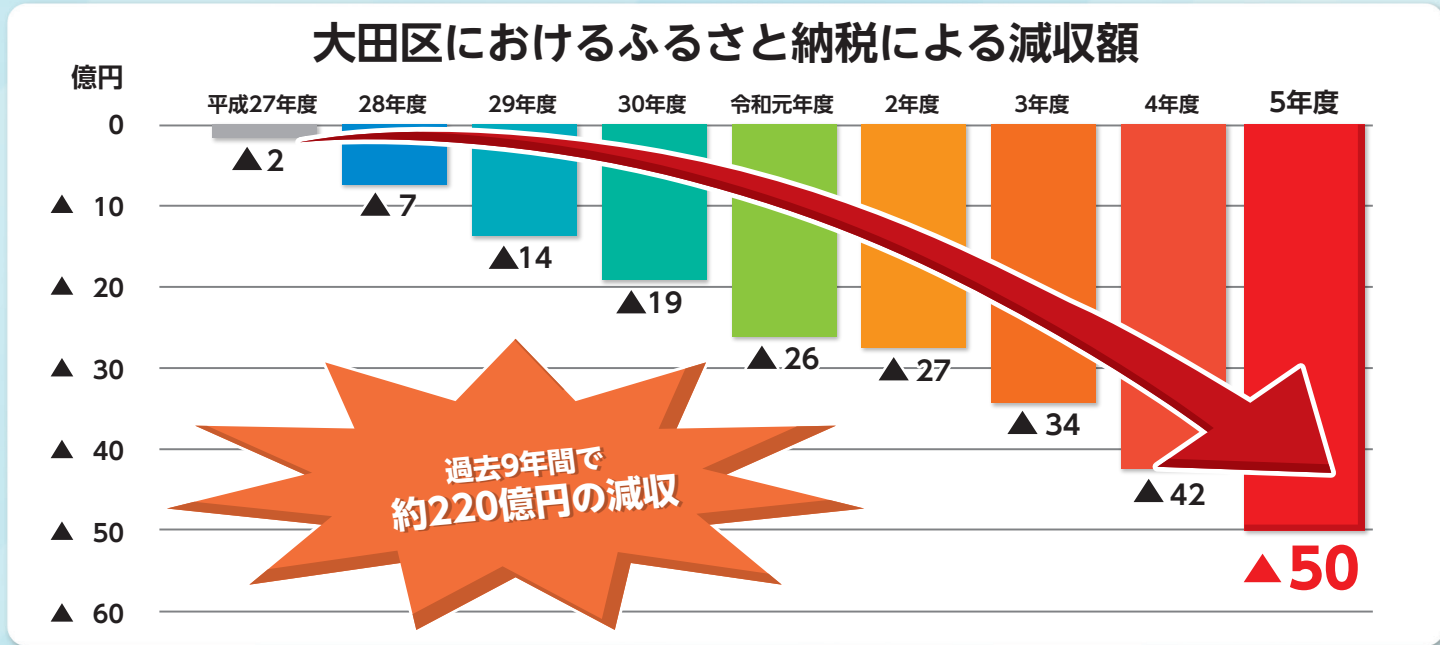
令和4年度は228件、69,015,867円ものご寄付をいただきました（遺贈や法人などからの寄付を含む）。



ふるさと納税で約220億円の税金が流出しています

大田区の状況は？

区民の皆さんがふるさと納税で他の自治体に寄付をすると、その分だけ区の税収が減る仕組みとなっています。ふるさと納税による区の減収額は毎年拡大しており、令和3年度は約34億円、4年度は約42億円、5年度は約50億円の減収となりました。



ふるさと納税によって減収となった税金は？

ふるさと納税によって減収となった税金は、区民の皆さんのために使われるはずだった貴重な財源です。このような状況が続くと、返礼品を受けた方だけでなく、ふるさと納税を行わない方も、ふるさと納税による減収によって区民サービス低下の影響を受ける恐れがあります。

令和5年度の減収額約50億円は、公園や道路などの維持管理（維持補修など）経費の約1年分に相当します。
過去9年間の減収額約220億円は、その経費の約4年分に相当します。



令和5年度の減収額約50億円は、ごみの回収などにかかる経費の約半年分に相当します。
過去9年間の減収額約220億円は、その経費の約2年分に相当します。



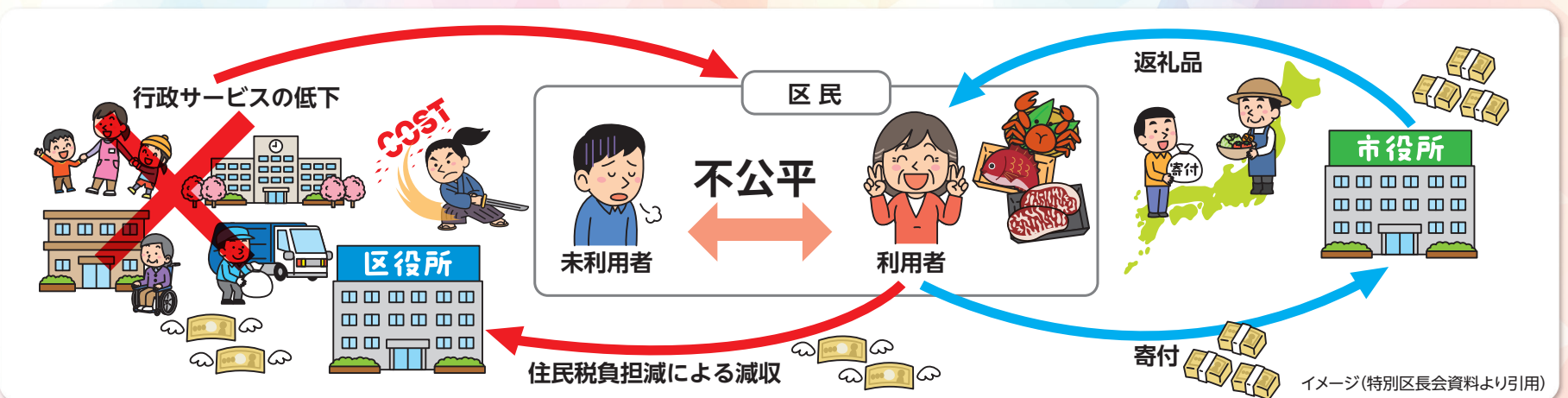
ふるさと納税 理想と現実

ふるさと納税には3つの意義があります（総務省ふるさと納税ポータルサイトより引用）

- **第一に、納税者が寄付先を選択する制度**であり、選択するからこそ、**その使われ方を考えるきっかけとなる制度**であること。それは、税に対する意識が高まり、納税の大切さを自分ごととしてとらえる貴重な機会になります。
- **第二に、生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域に、これから応援したい地域へも力になれる制度**であること。それは、人を育て、自然を守る、地方の環境を育む支援になります。
- **第三に、自治体が国民に取り組みをアピール**することでふるさと納税を呼びかけ、自治体間の競争が進むこと。それは、選んでもらうにふさわしい、**地域のあり方をあらためて考えるきっかけ**へとつながります。

しかしながら、本来の制度の趣旨とは異なる実態があります

- 返礼品を目的とした寄付が増えている。
- 過剰な返礼品による見返りを受けた住民のみが恩恵を受けられるなどの不公平が生じている。
- 寄付により「返礼品競争」に勝った一部の限られた自治体に寄付が集中する。



イメージ(特別区長会資料より引用)